

## 港区地域防災計画（令和4年3月修正）（素案）に寄せられた区民等意見に対する区の方

### 1 意見数

	件数
区民意見募集（郵便、インターネット等）により寄せられた意見 募集期間：令和4年2月1日から令和4年3月2日まで 人数：5人（インターネット5人）	10件
計	10件

### 2 意見への対応状況

	対応状況	件数
1	意見を反映し、計画素案を修正したもの	0件
2	計画素案の記載の中で趣旨を反映しているもの	5件
3	計画素案では記述していないが、既存事業等に対応しているもの	3件
4	意見の内容が対応できないもの	0件
5	区政に対する要望等として受けたもの	2件
	計	10件

区民意見募集（郵送、インターネット等）により寄せられた意見に対する区の考え方

No	主な該当分野	区民意見	区分	回答部署		区の考え方	対応状況	地域防災計画の修正
				部	課			
1	避難所運営	<p>防災減災対策の一環として「災害関連死を防ぐ」との視点を盛り込んでいただきたい。</p> <p>災害関連死は、地震による建物の倒壊や津波などによる直接的・物理的な原因で亡くなるのではなく、災害による負傷の悪化や避難生活等の身体的負担による疾病で亡くなることを指します。</p> <p>関連死か否かは、遺族の申請を受けた市区町村が専門家の審査会の意見を踏まえて判断されると承知していますが、東日本大震災では3700人以上が関連死とされ、16年の熊本地震では死者全体の8割を占める220人を超え、18年の西日本豪雨や19年の台風19号でも犠牲者が出たとされています。</p> <p>これまでの事例の中から課題を洗い出し、災害が発生する前にあらかじめ手立てを講じておくことが必要だと考えます。避難所の設営や運営に際しては、看護師や臨床心理士など専門家のサポートも得られるよう体制を整えていただきたいです。</p>	インターネット	防災危機管理室	防災課	<p>災害時の医療救護体制として医療救護活動や保健相談活動等を行うため、災害時には医学的助言を行う港区災害医療コーディネーターを設置したうえで区内の医療情報を集約・一元化し、港区医師会等の医療救護班や他県等から派遣される医療救護班の巡回先などの医療救援活動等の統括及び調整を行うこととしています。また、区民避難所の設営及び運営にあたっては、避難所での巡回診療やメンタルヘルスケア、保健予防活動等も行うこととしており、災害時において2次的健康被害を防ぎ、長期にわたる避難所生活をサポートしていきます。</p> <p>震災編第3部第11章 医療救護等の計画（3-94、3-97頁）</p>	2	なし
2	帰宅困難者対策	<p>一時避難施設の確保など帰宅困難者対策の充実を図っていただきたい。</p> <p>大都市の特性上、災害発生時には大量の帰宅困難者が発生することが想定されます。大地震が発生した後、およそ72時間は、救命救助活動を通じて1人でも多くの命を救うことが最優先となります。そのためには、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制し、大渋滞により救急車等の緊急車両が到着できないといった状況を防止することが重要です。東京都や近隣自治体などとも連携し、一時避難施設の確保により一層取り組んでいただくともに、一時避難施設があることやその意義を区内の企業・住民などに周知していただきたいです。</p>	インターネット	防災危機管理室	防災課	<p>東京都では、東京都帰宅困難者対策条例において、一斉帰宅の抑制や3日分の備蓄確保の取組を都民及び事業者等に周知、啓発しています。港区でも、港区防災対策基本条例において、帰宅困難者の一時滞在施設や支援物資の提供等の協力をお願いしています。</p> <p>引き続き区内事業者に対し、一時滞在施設提供の協定締結を進めていくとともに、従業員に対する安全確保に努めるよう呼びかけていきます。</p> <p>震災編第2部第4章 帰宅困難者対策(2-41～2-43頁)</p>	2	なし
3	緊急輸送	<p>昨年芝浦運河遊歩道に船着場が整備されましたが、実際に災害時にあの船着場から物資の運搬や傷病者の移動等を行う場合は、その場所からさらに車等への運搬が必要になるはずですが、現状では車の乗り入れなどはできず、船着場からは人海戦術での運搬が必要となります。車の横付けなどができるように、整備しておく必要はないでしょうか。横付けが無理でも少なくとも台車やタンカなどでの運搬に備えてスロープの整備が必要に思えます。</p>	インターネット	東京都港湾局	東京都港湾局	<p>東京都では、防災船着場について船舶から車等への運搬や輸送が円滑に行えるよう、台車やストレッチャーの通行が可能となるスロープの整備に取り組んでいます。</p> <p>引き続き、災害時に有効に機能するよう、防災船着場の整備に取り組んでまいります。</p>	3	なし

No	主な該当分野	区民意見	区分	回答部署		区の考え方	対応状況	地域防災計画の修正
				部	課			
4	緊急輸送	<p>また喫緊では積雪・凍結等により他区であれば豊洲大橋、港区なら札の辻など一部幹線道路が閉鎖されることがありました。芝浦は移動時に必ずどこかの運河を越えないといけない立地であり、何かあった際に導線が分断、隔離されるリスクがあります。</p> <p>例えば現状では運河遊歩道については、折角整備されているのにすぐそばの別の遊歩道と断絶されていることがあり非常に勿体無い。</p> <p>地震や災害などで幹線道路の橋が使えない等があったときに、せめて歩行者が代替できるように遊歩道間に小さな橋を増やすなどして防災対策と運河遊歩道の利用促進につなげてはどうか。</p> <p>遊歩道の一部では他エリアと断絶されている場所などは利用者が居らず荒れ放題となっている。こういった断絶エリアへの接続による利用促進、荒廃防止という意味でも接続する価値はあると思う。</p> <p>ジョギングのランナー達も連続して運河沿い遊歩道を好んで使っているように見えますので、スポーツの振興や、近隣からの利用者の集客といった効果も期待できるのではないかと。</p>	インターネット	街づくり支援部	土木課	運河沿緑地の連続化については、引き続き東京都と連携しながら進めてまいります。	3	なし
5	全般	<p>「フェーズフリー」という、防災概念から脱皮し、日常から災害対策に結び付く行動や考えを行うことが肝要です。⇒この概念は、修正案に盛り込まれていますか？</p> <p>強靱化は国策でいいのですが、レジリエンスの方は、復元の意味合いも含まれます。フェーズフリーの概念を定着させることが、計画の一つの基本《柱》にすることが大事であると思います。そのPRを行うことが必要です。⇒新しい概念を入れた、港区ばかりでなく、東京都&amp;首都圏の視点で、計画と周知&amp;PRをしてもらいたい。「見える化、分かる化、出来る化」です。</p>	インターネット	防災危機管理室	防災課	<p>区は、港区防災対策基本条例第4条第2項において、防災対策を行うに当たり、平常時から、区民、事業者や警察などの防災関係機関等との連携及び協力に努めなければならないと定めています。</p> <p>この規定に基づき、区は、区民、事業者や防災関係機関を含めた防災訓練を実施するなど、日頃から防災対策に向けた取組を進めています。</p> <p>震災編第1部第5章 区、区民、事業者の基本的責務と区、防災関係機関等の役割 (1-36、1-37頁) 震災編第2部第8章 防災関係機関の訓練計画 (2-69～2-79頁)</p>	2	なし
6	物資備蓄	<p>防災備蓄は、保管という意味では安心のようですが、在庫と抱えるという意味では、MOTTAINAIのものであり、劣化や廃棄のロスが出る ⇒これもフェーズフリーの概念で、企業や商店や団体と連携して備蓄量を減らし、共に関わる概念を定着したい。こうした運用や計画は盛り込まれていますか？</p>	インターネット	防災危機管理室	防災課	<p>区は、区民の安全と安心を積極的に確保していくため、食料、飲料水や生活必需品など最低限必要な物資について、3日分を備蓄しています。</p> <p>また、期限の近づいた備蓄物資を町会・自治会の地域訓練や小・中学校、幼稚園、保育園の授業や給食に使用し、廃棄経費の節減を図るとともに、防災意識の啓発に役立て、備蓄物資を有効活用しています。</p> <p>さらに、民間事業者と災害時協定を締結し、災害が発生した場合、物資の提供を優先的に受けられるよう協力体制の確立を図っています。</p> <p>震災編第2部第11章第2節 食料・日用品・応急資器材の備蓄、整備 (2-97頁) 震災編第3部第4章第5節 民間協力団体の協力 (3-28、3-29頁)</p>	2	なし

No	主な該当分野	区民意見	区分	回答部署		区の考え方	対応状況	地域防災計画の修正
				部	課			
7	帰宅困難者対策	<p>港区は都心であり多くの企業が集積しており、当然多くの人が周辺区から通勤してきている。東日本大震災ではそうした人たちが帰宅困難者となり、道路を埋め尽くしたことは記憶に新しい。年10月7日の千葉県北西部地震においても、比較的震度は低く、深夜であったにもかかわらず品川駅周辺には多くの帰宅困難者が発生し、報道等でも注目されていた。</p> <p>我が港区ではこうした帰宅困難者向けに避難所を開設し、しっかりと対応したことは大変評価している。</p> <p>しかし、この地域防災計画での被害想定で生じる帰宅困難者はこれまでの経験の比ではなく、港区民として大混乱が生じるのではないかと危惧している。もちろん帰宅困難者が道路を埋め尽くせば、消防、救急といった緊急車両の往来に支障をきたし、被害を拡大させることは容易に想像ができる。</p> <p>今回拝見した地域防災計画ではこうした懸念をしっかりと行政として捉えられており、夜間休日における対応、鉄道事業者との連携など帰宅困難者対策の一層の充実が盛り込まれている。</p> <p>10月の地震の教訓を活かし、より良いものにしていく港区の防災対策を高く評価するとともに、継続して取り組んでいただくことを期待するものである。</p> <p>今回の計画は区民として非常に安心できるものであった。</p>	インターネット	防災危機管理室	防災課	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>引き続き、帰宅困難者対策の推進に取り組んでまいります。</p>	5	なし
8	防災住民組織	<p>1) 意見対象箇所  震災資料編 震2-5-1 防災住民組織一覧表  震災資料編 震2-5-2 地域防災協議会一覧表</p> <p>2) 意見の概要  <u>防災住民組織、地域防災協議会一覧表については、防災組織名、代表者名に加え住所、電話、アドレス等の連絡先の記載を提案します。</u></p> <p>3) 理由  ・ 日常の防災活動において区民ベースでの連絡が容易になる。  ・ 大震災等が発生した際には、区民避難所の運営は防災協議会が運営することとなるが、区民避難所に関して地域防災協議会に問い合わせを行う際に連絡先の記載は必須と考える。</p>	インターネット	防災危機管理室	防災課	<p>区民の任意の活動である防災住民組織等の詳細な連絡先は、個人情報に該当することから記載は困難です。</p> <p>区は、地域で防災活動を行う町会・自治会について、案内をホームページ等に掲載するなど加入を促しており、連絡先についても、加入の際に各地区総合支所協働推進課から案内し、日常から地域と連絡が取りやすい関係づくりを進めております。</p> <p>今後も地域における顔の見える関係づくりを構築できるよう、区として地域の方々に防災住民組織等の活動の紹介や訓練への参加を呼びかけ、災害時に備えた地域の共助体制を強化してまいります。</p>	5	なし

No	主な該当分野	区民意見	区分	回答部署		区の考え方	対応状況	地域防災計画の修正
				部	課			
9	その他	<p>1) 意見対象箇所  震災資料編 震3-5-1 災害情報記録様式  同 震3-5-1 被害状況等の報告様式  同 震3-8-2 避難所運営  同 震3-13-2 車両舟艇調達請求書  同 震4-4-1 防災証明書</p> <p>2) 意見の概要  上記報告用紙はPDF版で配布されているが、添付としてWord等の形式のファイルの添付を検討していただきたい。</p> <p>3) 理由  上記の重要報告書様式はPDF形式で配布されている。この様式を使って想定する報告作業はPDF版を打ち出し、報告内容を手書きで記載し、それをFAX送信すると想定する。  これをファイル形式で配布することにより、様式ファイルへパソコンやスマホで記載、メールとして送信、送信分を保存することにより次回報告への転用が図れる。また、メールの受信側も集計ソフトを用意しておけば時々刻々入る情報を自動的に集計でき、緊急時の作業の省力化、正確性の維持が図れる。</p>	インターネット	防災危機管理室	防災課	ICT技術の活用により、区民への情報発信機能と連携したシステム構築を行う際に、災害情報等を記録する様式をより最適な方法に検討していきます。	2	なし
10	情報伝達	<p>1) 意見対象箇所  震災編（付編）「第1節 東海地震に備え緊急に整備する事業」の記載内容、「また、地震予知情報、警戒宣言等の内容を正確かつ迅速に受信するため、昭和57年度においてファクシミリを導入しました。」</p> <p>2) 意見の概要  各種の情報伝達手段の実装が進む中、地震予知情報、警戒宣言等の内容を迅速に受信するための方法が未だにファクシミリで行っているのかご確認ください。最新の状況の反映をお願いします。</p> <p>3) 理由  今回の修正の主なポイントとして「ICT技術の活用」が掲げられています。上記のような重要な情報が未だファクシミリによる連絡ということだと心もとない気がします。ファクシミリでは電話回線の利用を想定しますが、震災後は電話回線利用が増大し、回線がつながりにくいとの指摘があります。  また、民間ではファクシミリを伝達手段として利用している割合は年々減少しています。</p>	インターネット	防災危機管理室	防災課	<p>災害時の情報伝達のための通信媒体としては、現在もファクシミリを用いていますが、通常の公衆電話回線使用するものではなく、東京都防災行政無線の専用回線を使用し、対災害性を高めており、一般公衆電話回線利用が増大し、回線がつながりにくくなる等の輻輳の影響を受けることはありません。</p> <p>また、使用機器は随時更新しており、現在の機器は、搭載しているモニターでデータ受信でき、かつ音声一斉で情報を取得することも可能なものとなっています。</p> <p>他にも港区と東京都間での情報伝達手段については、東京都が管理し、各区市町村が関わる災害時情報システムなどを利用するなど、情報伝達手段の高機能化・多様化を進めています。</p>	3	なし